

## 1 . 水質規制のしくみ

事業場排水を公共下水道に流す場合、**下水道法**及び**明石市下水道条例**の規制を受けます。河川や海などの公共用水域に流す場合にも、**水質汚濁防止法**及び**ダイオキシン類対策特別措置法**の規制を受けるのですが、これらと異なる点は以下のとおりです。

BOD及びSSは下水処理場で処理できるため、水質汚濁防止法の基準値より緩やかになっています。また、1ヶ月当たりの排水量が500m<sup>3</sup>未満の事業場については、これらの項目は適用されません。

下水管やポンプ場を傷めないよう、下水独自の水質項目(温度及び酸素消費量)を設定しています。

## 2. 下水道への排除基準

		単位	排水量 500m <sup>3</sup> /月以上	排水量 500m <sup>3</sup> /月未満	
処理 不可 能 項 目	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03(0.05)	同  左	
	シアン化合物	"	0.3(0.7)		
	有機燐化合物	"	0.3(0.7)		
	鉛及びその化合物	"	0.1		
	六価クロム化合物	"	0.1(0.35)		
	砒素及びその化合物	"	0.05(0.1)		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	"	0.005		
	アルキル水銀化合物	"	検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル	"	0.003		
	トリクロロエチレン	"	0.3		
	テトラクロロエチレン	"	0.1		
	ジクロロメタン	"	0.2		
	四塩化炭素	"	0.02		
	1・2-ジクロロエタン	"	0.04		
	1・1-ジクロロエチレン	"	0.2		
	シス-1・2-ジクロロエチレン	"	0.4		
	1・1・1-トリクロロエタン	"	3		
	1・1・2-トリクロロエタン	"	0.06		
	1・3-ジクロロプロペン	"	0.02		
	チウラム	"	0.06		
	シマジン	"	0.03		
	チオベンカルブ	"	0.2		
	ベンゼン	"	0.1		
	セレン及びその化合物	"	0.1		
	ほう素及びその化合物	"	10[230]		
	ふつ素及びその化合物	"	8[15]		
	フェノール類	"	5		
	銅及びその化合物	"	3		
亜鉛及びその化合物	"	2( )			
鉄及びその化合物(溶解性)	"	10			
マンガン及びその化合物(溶解性)	"	10			
クロム及びその化合物	"	2			
処理 可能 項目	水素イオン濃度 ( pH )		5 ~ 9	5 ~ 9	
	生物化学的酸素要求量 ( B O D )	mg/L	600	-	
	浮遊物質 ( S S )	"	600	-	
	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	"	5	5
		動植物油脂類含有量	"	30	30
温度			45	同 左	
沃素消費量	mg/L		220		

- 注) 1. ( )内の数値は船上処理区内の事業場に適用される排除基準です。  
 2. [ ]内の数値は二見処理区内の事業場に適用される排除基準です。  
 3. 一部の事業場については、上記の値と異なる場合があります。  
 4. 一部の事業場には**ダイオキシン類の排除基準(10pg-TEQ/L)**が適用されます。  
 . 既設事業場については暫定基準 5mg/L が適用されます。

### 3 . 特定施設と特定事業場

下水道法では、**特定施設**を有する事業場を**特定事業場**として規制の対象としています。

特定施設とは、人の健康及び生活環境に係る被害の生ずるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定められた施設です。特定事業場であるか否かによって、届出の種類や罰則等が異なります。

特定施設については、別表（8ページ以降）に掲載しています。

### 4 . 特定施設の設置等の届出

特定施設を設置している事業場、あるいは特定施設を設置しようとする事業場は、次の区分に従って届出が必要です。

#### (1)事前におこなう届出

届出を必要とする事項	届出区分（届出様式）	届出の時期	根拠条文
特定施設を設置（新設・増設）する場合	特定施設設置届出書 （様式第六）	工事着手前の 60日以前	第12条の3 第1項
設置している施設の ・構造 ・使用の方法 ・汚水等の処理の方法 ・排除される下水の量及び水質 ・用水及び排水の系統 を変更する場合	特定施設の構造等変更届出書 （様式第八）	工事着手前の 60日以前	第12条の4

なお、これらの届出にかかる工事は、届出後60日を経過しないと着手できません。

#### (2)事後の届出

届出を必要とする事項	届出区分（届出様式）	届出の時期	根拠条文
既に公共下水道を使用している事業場で、現に設置している施設が、法令改正等により新たに特定施設となった場合	特定施設使用届出書 （様式第七）	届出が必要となった日から30日以内	第12条の3 第2項
現に特定施設を設置している事業場が、新たに公共下水道を使用することとなった場合			第12条の3 第3項
既に届出を行った者の ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ・事業場の名称及び所在地 を変更する場合	氏名変更等届出書 （様式第十）	変更後30日以内	第12条の7
届出を行った施設の使用を廃止した場合	特定施設使用廃止届出書 （様式第十一）	廃止後30日以内	第12条の7
届出を行った者から、 ・譲渡 ・賃貸 ・相続 ・合併 等により施設を承継した場合	承継届出書 （様式第十二）	承継後30日以内	第12条の8 第3項

## 5 . 計画変更命令 (下水道法第 12 条の 5 )

「特定施設設置届出書」及び「特定施設の構造等変更届出書」を受理してから 60 日以内に限って、下水道への排除基準に適合しない汚水を排除すると認める時は、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法について計画の変更、場合により設置計画の廃止を命ずることがあります。

## 6 . 除害施設の設置の届 (明石市下水道条例第 11 条)

**除害施設**とは、事業場（特定事業場に限りません）からの汚水を、下水道の排除基準以内の水質にするための汚水処理施設のことをいいます。事業場からの汚水が排除基準を超える場合は、除害施設を設置し、排除基準以下の水質となるようにしてください。

除害施設を設置する事業場は、あらかじめ「除害施設設置等計画（変更）届」を提出してください。既にある除害施設を増・改築する時も同様です。

下水道部で審査を行い、内容が適当と認める場合は承認したことを通知します。

工事が完了したら、10 日以内に「除害施設設置等工事完了届」を提出してください。

届出区分（届出様式）	届出の時期	根拠条文
除害施設設置等計画（変更）届 （様式第 13 号）	工事着手前	明石市下水道条例第 11 条第 1 項
除害施設設置等工事完了届 （様式第 15 号）	工事完了後 10 日以内	明石市下水道条例第 11 条第 2 項

## 7 . 公共下水道使用開始届 (下水道法第 11 条の 2 )

公共下水道を使用しようとする事業場（特定事業場に限りません）で、下記のいずれかに該当する場合は、あらかじめ届け出てください。

届出を必要とする場合	届出区分（届出様式）	根拠条文
・ 日量最大 50m <sup>3</sup> 以上の汚水を排除しようとする場合 ・ 排除基準を超える水質の汚水を排除しようとする場合 （処理する前の水質です。多くの場合、汚水処理のための除害施設の設置が必要となります。） ・ 既に届け出た下水の量又は水質を変更しようとする場合	公共下水道使用開始（変更）届 （様式第五）	第 11 条の 2 第 1 項
・ 特定事業場が下水道を使用しようとする場合	公共下水道使用開始届 （様式第四）	第 11 条の 2 第 2 項